

函館市公文書管理委員会規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 9 号

函館市公文書管理委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、函館市公文書等管理条例（令和 7 年函館市条例第 5 9 号）第 3 4 条の規定に基づき、函館市公文書管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長および副委員長)

第 2 条 委員会に委員長および副委員長各 1 人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。